

投稿 No.	ご質問	回答
1	実施能力評価拡大型における新規契約の有無の評価（業務資料1、18ページ）についてご教示下さい。 ・資料中に「各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。」と記載がありますが、過年度（例えば前年度）に受注実績があっても、当該年度の受注が無い場合には加点になると考えてよろしいでしょうか。 ・受注がないことの評価の基準日は、公告日でしょうか。それとも参加表明の提出日でしょうか。（参加表明後に別案件が受注となる可能性があるため） ・年度内に次年度業務が公告や参加表明提出締切とされている場合には、どのような評価となるでしょうか。 ・複数の案件が同日程で進んでいる場合は、どのように加点評価がされるのでしょうか。	⇒過年度（例えば前年度）に受注実績があっても、当該年度の受注がない場合には加点とする予定です。 ⇒評価の基準日は、公告日の予定です。 ⇒年度内に公告する次年度業務については、公告時点で次年度の受注実績はありませんので、すべての業務について加点評価となる予定です。 ⇒複数の案件が同日程で進んでいる場合も、公告時点の受注実績の有無により評価する予定です。